

牧之原市手数料条例（抜粋）

（徴収すべき事項及び金額）

第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表第1、別表第2又は別表第3のとおりとする。

別表第3（第2条関係）

区分			手数料（1件につき）
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	8,600円
		0.1ha以上0.3ha未満	22,200円
		0.3ha以上0.6ha未満	43,300円
		0.6ha以上1.0ha未満	86,100円
		1.0ha以上3.0ha未満	130,100円
		3.0ha以上6.0ha未満	169,900円
		6.0ha以上10.0ha未満	220,000円
		10.0ha以上	300,500円
	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	13,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	30,400円
		0.3ha以上0.6ha未満	64,600円
		0.6ha以上1.0ha未満	119,600円
		1.0ha以上3.0ha未満	200,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	270,100円
		6.0ha以上10.0ha未満	339,700円
		10.0ha以上	480,300円
	ウ その他の目的で行う開発行為	0.1ha未満	86,100円
		0.1ha以上0.3ha未満	130,300円
		0.3ha以上0.6ha未満	190,300円
		0.6ha以上1.0ha未満	260,400円
		1.0ha以上3.0ha未満	390,400円
		3.0ha以上6.0ha未満	510,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	660,100円
		10.0ha以上	869,800円
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請	次に掲げる額を合算した額		ただし、その額が869,800円を超えるときは、その手数料の額は、869,800円とする。
	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）		開発行為の種類及び開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請の項に規定する額に10分の1を

		乗じて得た額
	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発行為に係る開発行為の種類及び開発区域の面積に応じ開発行為許可申請の項に規定する額
	ウ その他の変更	10,300円
都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可申請		46,100円
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可申請		25,800円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha未満のものである場合	1,600円
	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は、自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha以上のものである場合	2,700円
	ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	17,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき470円